

トピックス
01

STOP！受動喫煙

第1回 知ってる？寝屋川市のたばこのルール

問 保健総務課 (☎829・7771)

市では、「寝屋川市子どもの健やかな成長のための受動喫煙防止条例」により、喫煙のルールを設けています。受動喫煙の悪影響から子どもの健康を守りましょう。

以下の場所では、喫煙しないようにしましょう

- 1 家庭など、子どもと同室の空間
- 2 子どもが同乗している自動車内
- 3 学校や保育所などの外周の道路及び通学路
- 4 公園やちびっこ老人憩いの広場



路上喫煙禁止区域内では
たばこは吸えません

2月から区域内の
巡回啓発員を
増員します

赤枠の範囲内が路上喫煙禁止区域(下の地図のとおり)です。区域内(喫煙所を除く)で喫煙すると、過料1,000円が科せられる場合があります。喫煙は喫煙所でお願いします。

※加熱式たばこを含みます。



寝屋川市駅



香里園駅



萱島駅



寝屋川公園駅

